

令和5年度 福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

資料目次

資料No. 1	令和5年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会 委員名簿	1
資料No.2-1	都道府県別特定最低賃金額（自動車小売業関係）	3
資料No.2-2	最低賃金時間額の全国加重平均額	5
資料No. 3	令和5年度特定最低賃金改正決定申出状況 （自動車（新車）小売業）	7
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （自動車（新車）小売業：労働者側） 【令和5年8月22日：第5回本審資料】	1 1
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （自動車（新車）小売業：使用者側） 【令和5年8月22日：第5回本審資料】	1 3
資料No. 5	令和5年 福岡県賃金実態調査結果 （自動車（新車）小売業）	1 5

令和5年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）
小売業最低賃金専門部会 委員名簿

(五十音順) (令和5年9月11日任命)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{おおつぼ} 大坪 ^{ともひろ} 知弘	弁護士
	◎ ^{かやぬま} 萱沼 ^{みか} 美香	九州産業大学 経済学部 教授
	^{つねかわ} 恒川 ^{もとし} 元志	弁護士
労働者代表委員	^{いわや} 岩屋 ^{ひでたか} 英幸	福岡トヨペット労働組合 執行委員長
	^{よしたけ} 吉武 ^{かずや} 和也	ホンダ販売労働組合 ホンダ四輪販売九州北支部 支部執行委員長
	^{よしみず} 吉水 ^{ひろし} 寛	日産福岡販売労組 執行委員長
使用者代表委員	^{おおにし} 大西 ^{ようじろう} 洋二郎	福岡トヨペット株式会社 人事部副部長
	^{なかむら} 仲村 ^{たかふみ} 崇文	日産福岡販売株式会社 管理本部長補佐
	^{まつもと} 松本 ^{きょうこ} 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

令和4年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(自動車小売)

(令和4年度特定最賃額順)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R3年度 特定最 賃額	R4年度 特定最 賃額	引 上 額	引上 率	県最 賃引 上額	県最賃 額 R4	県最賃 額との 差額	県最賃 額との 比率
1	埼玉	A	自動車小売	988	1,018	30	3.04%	31	987	31	103.1%
2	大阪	A	自動車小売	993	993	0	0.00%	31	1023	-30	97.1%
3	福岡	B	自動車(新車)小売	959	987	28	2.92%	30	900	87	109.7%
4	兵庫	B	自動車小売	930	963	33	3.55%	32	960	3	100.3%
5	新潟	B	自動車(新車)小売	936	961	25	2.67%	31	890	71	108.0%
6	広島	B	自動車小売	930	958	28	3.01%	31	930	28	103.0%
7	宮城	B	自動車小売	918	946	28	3.05%	30	883	63	107.1%
8	愛知	A	自動車(新車)小売②	943	943	0	0.00%	31	986	-43	95.6%
9	京都	B	自動車(新車)小売	939	939	0	0.00%	31	968	-29	97.0%
10	島根	B	自動車(新車)小売	904	932	28	3.10%	33	857	75	108.8%
11	千葉	A	自動車(新車)小売	922	922	0	0.00%	31	984	-62	93.7%
12	福島	B	自動車小売	894	922	28	3.13%	30	858	64	107.5%
13	青森	C	自動車小売	890	919	29	3.26%	31	853	66	107.7%
14	岩手	C	自動車小売	879	903	24	2.73%	33	854	49	105.7%
15	大分	C	自動車(新車)小売	872	902	30	3.44%	32	854	48	105.6%
16	鹿児島	C	自動車(新車)小売	872	902	30	3.44%	32	853	49	105.7%
17	秋田	C	自動車(新車)小売	869	897	28	3.22%	31	853	44	105.2%
18	奈良	B	自動車小売	892	892	0	0.00%	30	896	-4	99.6%
19	宮崎	C	自動車(新車)小売	858	890	32	3.73%	32	853	37	104.3%
20	神奈川	A	自動車小売②	842	842	0	0.00%	31	1071	-229	78.6%
21	愛知	A	自動車(新車)小売①	800	800	0	0.00%	31	986	-186	81.1%
22	沖縄	C	自動車(新車)小売	770	770	0	0.00%	33	853	-83	90.3%
23	富山	B	自動車小売	769	769	0	0.00%	31	908	-139	84.7%

最低賃金時間額の全国加重平均額

(令和5年3月末現在)

		年度	令和4年度	(参考：令和3年度)
事項別			円 (件)	円 (件)
地域別最低賃金			961 (47)	930 (47)
対前年度上昇率 (%)			3.33	3.10
特定最低賃金	新産業別最低賃金	製造業		
		食料品・飲料製造業関係	829 (7)	815 (7)
		繊維工業関係	798 (5)	799 (5)
		木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845 (2)	838 (2)
		印刷・同関連産業関係	850 (1)	792 (2)
		塗料製造業関係	988 (4)	972 (4)
		ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	938 (4)	915 (4)
		鉄鋼業関係	999 (20)	975 (20)
		非鉄金属製造業関係	901 (9)	889 (9)
		金属製品製造業関係	937 (4)	922 (4)
		一般機械器具製造業関係	956 (25)	935 (25)
		精密機械器具製造業関係	939 (7)	920 (7)
	電気機械器具製造業等関係	930 (45)	908 (45)	
	輸送用機械器具製造業関係	972 (33)	951 (33)	
	小計	952 (168)	930 (169)	
	非製造業	新聞・出版業関係	879 (1)	853 (1)
		各種商品小売業関係	849 (30)	845 (30)
		自動車小売業関係	923 (23)	907 (23)
自動車整備業関係		923 (1)	892 (1)	
道路貨物自動車運送業関係		910 (1)	910 (1)	
小計		887 (56)	877 (56)	
合計			943 (224)	923 (225)
対前年度上昇率 (%)			2.17	1.88
旧産業別最低賃金			816 (1)	816 (1)
総合計			942 (225)	922 (226)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回るものを含む。）の全国加重平均時間額であり、（）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	5,772 (1)	5,772 (1)

令和5年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B) / (A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C) / (D)
			労働 協約	公正 競争							
令和5年6月23日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,970 人	3,095 人	44.4%	1,131 円	1,010 円	121 円	112.0%
令和5年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		22,080 人	9,712 人	44.0%	1,047 円	977 円	70 円	107.2%
令和5年6月29日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,490 人	14,925 人	66.4%	1,046 円	987 円	59 円	106.0%
令和5年6月26日	福岡県百貨店、総合スーパー	U Aゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		15,000 人	8,529 人	56.9%	945 円	900 円 (県最賃額)	45 円	105.0%
令和5年6月30日	福岡県自動車（新車）小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸	○		9,560 人	7,204 人	75.4%	1,035 円	987 円	48 円	104.9%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入

令和5年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

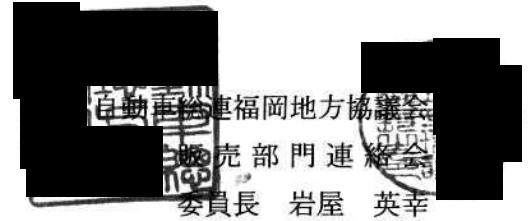
【産業】自動車（新車）小売業

令和5年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和5年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和5年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和3年度
使用者（事業場）	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月15日	874 名	¥1,098	¥1,011	¥1,011
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	887 名	¥1,093	¥1,052	¥1,045
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月14日	872 名	¥1,147	¥1,074	¥1,061
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年3月27日	176 名	¥1,055	¥1,036	¥1,036
株式会社〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月26日	1,285 名	¥1,129	¥1,017	¥1,012
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月30日	619 名	¥1,035	¥1,004	¥986
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和5年6月1日	603 名	¥1,039	¥1,021	¥1,010
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月26日	1,082 名	¥1,083	¥1,049	¥1,039
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年6月19日	286 名	¥1,108	¥1,092	¥1,078
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月13日	520 名	¥1,160	¥1,042	¥1,036
			7,204 名	最低： ¥1,035	最低： ¥1,004	最低： ¥986

2023年6月30日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿



申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,560名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 7,204名 (75.4%)
福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,560人
(最も低い) 労働協約の金額 = 7,765円/日、1,035円/時間
現在適用されている法定最低賃金 = 987円/時間
5. 添付書類
 - ①労働協約の写し
 - ②申請代表者に対する委任状
 - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

以上



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

- 1) 2022年度消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は前年比 2.3%のプラスとなった。2022年4月以降上昇傾向となり、2023年6月では、前年比3.3%のプラスとなっている。なお、日本銀行政策委員会の大勢見通し(7月31日公表)では、2023年度の消費者物価指数(除く生鮮食品)を2.4%~2.7%と予測している。このように物価上昇が、働く者の生活に大きな影響を及ぼしており、物価上昇を踏まえた最低賃金の引き上げによって、生活の安心・安定を確保する必要がある。
- 2) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、ここに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。そのためには自動車産業における最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 3) 自動車産業は福岡県県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働くすべての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。

- 4) 自動車総連の2023年総合生活改善の取り組みにおける賃金改善分の獲得状況を見ると、部品調達リスクや原材料価格の高騰の中であっても、自らが目指すべき賃金水準や足下の物価上昇による実質賃金の低下から労働の価値を守るため、全体の89.5%にあたる938単組で賃金改善分を獲得し、全体の賃金改善分平均獲得額は5,035円となった。この獲得額は昨年と比較して約3.3倍となっており、力強い回答を引き出している。その結果、全体の約8割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る170,974円(前年比+6,418円)となった。これを時給に換算すると1,055円に相当する。
- 5) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年6月30日、福岡労働局長宛に提出した申出書に、各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は1,035円となっており、令和4年度の自動車(新車)小売業における最低時間額987円との格差是正が求められている。
- 6) 生産年齢人口の減少が続き、コロナ禍から社会の正常化が進む中、人材獲得競争が激化している。特に自動車整備士を志す若者の減少はこれからさらに加速していくと予測されており、人材の流出も続いている。コロナ禍や半導体不足などの影響も弱まり、販売台数が安定している今こそ短期的な目線ではなく、中長期的な目線で考え、自動車小売業で働く労働者の労働条件の向上を図り、自動車小売業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引き上げられていることから、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車(新車)小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

【背景】

・2022年度の日本経済は長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響やウクライナ情勢、また資源高や円安により、引き続き厳しい状況であった。

・そのような環境下において自動車業界は、長期的な半導体不足やパーツ供給不足によりメーカー各社で生産調整が続いている中、2022年度の国内新車販売台数は前年比104.6%、除軽市場も101.2%と復調の気配があり、福岡県も全国同様の結果となった。

・しかしながら、コロナ禍以前(2019年度)と比較すると、国内新車販売87.1%(福岡88.5%)除軽市場91.2%(福岡93.4%)と厳しい状況は依然続いている。

【理由】

・優秀な人材の確保、エンジニアの採用、他産業との格差是正の観点から、最低賃金の引き上げは一定水準必要と理解できるが、昨年度の最低賃金の引き上げ、高水準のベースアップによる中小企業に与える影響は小さくなく、企業存続、雇用維持を重視すべく、更なる固定費増加につながる最低賃金の引き上げを行える状況にないと判断します。

令和5年
福岡県貸金実態調査結果
(自動車(新車)小売業)

福岡労働局労働基準部監督課貸金室

目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（自動車（新車）小売業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和5年調査結果	
	（1）就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	（2）年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率	6
	（3）1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	8
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	9
6	最低賃金に関する基礎調査票	11

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

I 5911（自動車（新車）小売業）

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和 5 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

5 調査方法及び調査票の集計方法

調査は、258 事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の 174 事業所分についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

なお、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模・地区別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・年齢別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 事業所数及び労働者数（特定最低賃金適用除外者を含む）

事業所数	労働者数		
	全労働者	一般	パート
626	7,491	7,197	295

※ 表中の事業所数は「事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム）」に基づく母集団数である。

※ 表中の労働者数は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計が全労働者の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類

(自動車(新車)小売業関係)

591 自動車小売業

5911 自動車(新車)小売業

主として自動車(新車)を小売する事業所をいう。

○ 自動車(新車)小売業

× 二輪自動車小売業[5914];自動車一般整備業[8911];自動車部分品・附属品小売業[5913]

590 上記に関する管理, 補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)

5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

5908 自家用倉庫

機械器具小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所において, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

以下は該当しない。

5912 中古自動車小売業

主として中古自動車を小売する事業所をいう。

5913 自動車部分品・附属品小売業

主として自動車の部分品及び附属品を小売する事業所をいう。

5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)

主として二輪自動車(原動機付自転車を含む)及びその部分品附属品を小売する事業所をいう。

5921 自転車小売業

主として自転車及びその部分品, 附属品を小売する事業所をいう。

上記に関する

590 管理, 補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)

5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

5908 自家用倉庫

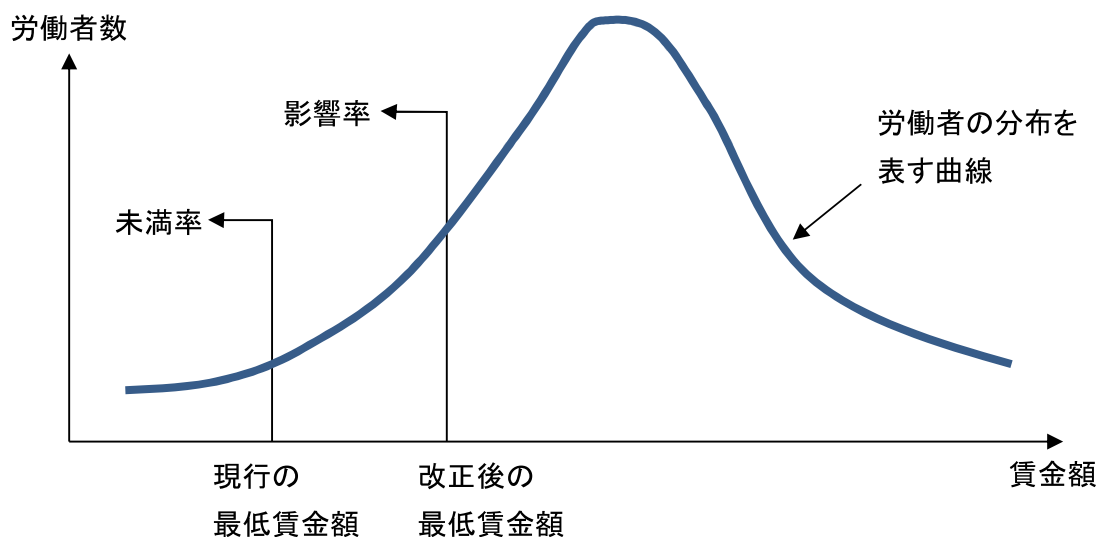
機械器具小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所をいう。

5909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所において, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ（数値）を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1（=5%）の順位（位置）にある数値

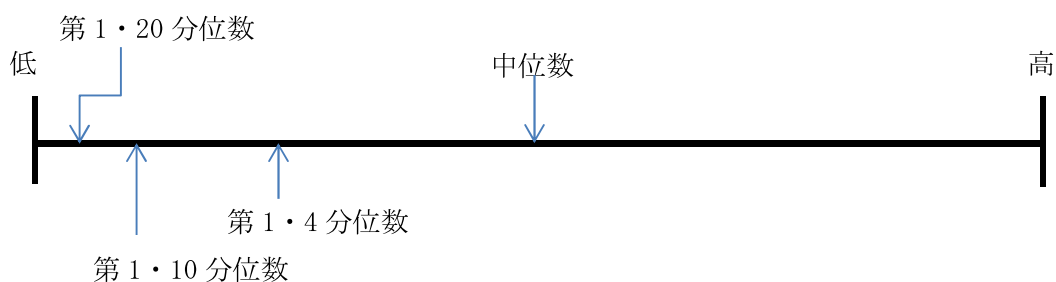
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1（=10%）の順位（位置）、4分の1（=25%）の順位（位置）にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1（=50%）の順位（位置）にある数値



すべての対象データを小さい順（低い方から高い方）に横に並べたイメージ図

令和5年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～976	73	1.0	1.0	52	0.7	0.7	21	10.2	10.2
977	0	0.0	1.0	0	0.0	0.7	0	0.0	10.2
978	0	0.0	1.0	0	0.0	0.7	0	0.0	10.2
979	0	0.0	1.0	0	0.0	0.7	0	0.0	10.2
980	0	0.0	1.0	0	0.0	0.7	0	0.0	10.2
981	0	0.0	1.0	0	0.0	0.7	0	0.0	10.2
982	0	0.0	1.0	0	0.0	0.7	0	0.0	10.2
983	3	0.0	1.1	3	0.0	0.8	0	0.0	10.2
984	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
985	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
986	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
987	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
988	4	0.1	1.1	4	0.1	0.8	0	0.0	10.2
989	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
990	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
991	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
992	0	0.0	1.1	0	0.0	0.8	0	0.0	10.2
993	4	0.1	1.2	4	0.1	0.9	0	0.0	10.2
994	3	0.0	1.2	3	0.0	0.9	0	0.0	10.2
995	0	0.0	1.2	0	0.0	0.9	0	0.0	10.2
996	0	0.0	1.2	0	0.0	0.9	0	0.0	10.2
997	0	0.0	1.2	0	0.0	0.9	0	0.0	10.2
998	0	0.0	1.2	0	0.0	0.9	0	0.0	10.2
999	0	0.0	1.2	0	0.0	0.9	0	0.0	10.2
1,000	138	1.9	3.1	111	1.6	2.5	27	13.4	23.6
1,001	0	0.0	3.1	0	0.0	2.5	0	0.0	23.6
1,002	0	0.0	3.1	0	0.0	2.5	0	0.0	23.6
1,003	3	0.0	3.2	3	0.0	2.6	0	0.0	23.6
1,004	0	0.0	3.2	0	0.0	2.6	0	0.0	23.6
1,005	3	0.0	3.2	3	0.0	2.6	0	0.0	23.6
1,006	3	0.0	3.2	3	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,007	0	0.0	3.2	0	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,008	0	0.0	3.2	0	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,009	0	0.0	3.2	0	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,010	0	0.0	3.2	0	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,011	3	0.0	3.3	3	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,012	0	0.0	3.3	0	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,013	0	0.0	3.3	0	0.0	2.7	0	0.0	23.6
1,014	9	0.1	3.4	9	0.1	2.8	0	0.0	23.6
1,015	0	0.0	3.4	0	0.0	2.8	0	0.0	23.6
1,016	0	0.0	3.4	0	0.0	2.8	0	0.0	23.6
1,017	0	0.0	3.4	0	0.0	2.8	0	0.0	23.6

令和5年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,018	0	0.0	3.4	0	0.0	2.8	0	0.0	23.6
1,019	0	0.0	3.4	0	0.0	2.8	0	0.0	23.6
1,020	3	0.0	3.5	0	0.0	2.8	3	1.6	25.2
1,021	6	0.1	3.5	6	0.1	2.9	0	0.0	25.2
1,022	0	0.0	3.5	0	0.0	2.9	0	0.0	25.2
1,023	0	0.0	3.5	0	0.0	2.9	0	0.0	25.2
1,024	3	0.0	3.6	3	0.0	3.0	0	0.0	25.2
1,025	3	0.0	3.6	0	0.0	3.0	3	1.6	26.7
1,026	0	0.0	3.6	0	0.0	3.0	0	0.0	26.7
1,027	0	0.0	3.6	0	0.0	3.0	0	0.0	26.7
1,028	0	0.0	3.6	0	0.0	3.0	0	0.0	26.7
1,029	0	0.0	3.6	0	0.0	3.0	0	0.0	26.7
1,030	25	0.3	4.0	25	0.4	3.3	0	0.0	26.7
1,031	3	0.0	4.0	3	0.0	3.4	0	0.0	26.7
1,032	0	0.0	4.0	0	0.0	3.4	0	0.0	26.7
1,033	0	0.0	4.0	0	0.0	3.4	0	0.0	26.7
1,034	0	0.0	4.0	0	0.0	3.4	0	0.0	26.7
1,035	3	0.0	4.1	3	0.0	3.4	0	0.0	26.7
1,036	0	0.0	4.1	0	0.0	3.4	0	0.0	26.7
1,037	0	0.0	4.1	0	0.0	3.4	0	0.0	26.7
1,038 ~ 1,039	9	0.1	4.2	9	0.1	3.5	0	0.0	26.7
1,040 ~ 1,049	12	0.2	4.3	12	0.2	3.7	0	0.0	26.7
1,050 ~ 1,059	35	0.5	4.8	20	0.3	4.0	15	7.5	34.3
1,060 ~ 1,069	33	0.5	5.3	33	0.5	4.5	0	0.0	34.3
1,070 ~ 1,079	28	0.4	5.7	28	0.4	4.9	0	0.0	34.3
1,080 ~ 1,089	16	0.2	5.9	16	0.2	5.1	0	0.0	34.3
1,090 ~ 1,099	33	0.5	6.3	26	0.4	5.5	6	3.1	37.3
1,100 ~ 1,199	503	7.0	13.3	443	6.3	11.8	60	29.6	66.9
1,200 ~ 1,299	791	11.0	24.3	768	10.9	22.7	23	11.4	78.3
1,300 ~ 1,399	637	8.8	33.1	634	9.0	31.7	3	1.5	79.8
1,400 ~ 1,499	599	8.3	41.4	580	8.3	40.0	19	9.5	89.3
1,500 ~	4,233	58.6	100.0	4,211	60.0	100.0	22	10.7	100.0
計	7,222	100.0		7,020	100.0		202	100.0	
月平均賃金額	274,517			279,070			116,127		
月一人当たり労働時間数	160			162			94		
第1・20分位数	1,062			1,084			900		
第1・10分位数	1,150			1,168			959		
第1・4分位数	1,307			1,322			1,020		
中位数	1,605			1,613			1,100		
時間当たり平均額	1,712			1,727			1,189		

令和5年 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	18～19歳			20～54歳			55～59歳			60～64歳		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～976	3	9.9	9.9	41	0.6	0.6	25	5.1	5.1	4	1.0	1.0
977	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.0
978	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.0
979	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.0
980	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.0
981	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.0
982	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.0
983	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	3	0.9	1.9
984	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.9
985	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.9
986	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.9
987	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.1	0	0.0	1.9
988	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	4	0.8	5.8	0	0.0	1.9
989	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	1.9
990	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	1.9
991	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	1.9
992	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	1.9
993	0	0.0	9.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	4	1.0	2.9
994	3	9.9	19.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	2.9
995	0	0.0	19.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	2.9
996	0	0.0	19.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	2.9
997	0	0.0	19.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	2.9
998	0	0.0	19.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	2.9
999	0	0.0	19.9	0	0.0	0.6	0	0.0	5.8	0	0.0	2.9
1,000	3	9.8	29.7	56	0.9	1.5	39	8.1	13.9	40	11.2	14.1
1,001	0	0.0	29.7	0	0.0	1.5	0	0.0	13.9	0	0.0	14.1
1,002	0	0.0	29.7	0	0.0	1.5	0	0.0	13.9	0	0.0	14.1
1,003	0	0.0	29.7	0	0.0	1.5	0	0.0	13.9	3	0.9	15.0
1,004	0	0.0	29.7	0	0.0	1.5	0	0.0	13.9	0	0.0	15.0
1,005	0	0.0	29.7	3	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.0
1,006	0	0.0	29.7	0	0.0	1.6	0	0.0	13.9	3	0.9	15.9
1,007	0	0.0	29.7	0	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.9
1,008	0	0.0	29.7	0	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.9
1,009	0	0.0	29.7	0	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.9
1,010	0	0.0	29.7	0	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.9
1,011	0	0.0	29.7	3	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.9
1,012	0	0.0	29.7	0	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.9
1,013	0	0.0	29.7	0	0.0	1.6	0	0.0	13.9	0	0.0	15.9
1,014	0	0.0	29.7	6	0.1	1.7	3	0.6	14.5	0	0.0	15.9
1,015	0	0.0	29.7	0	0.0	1.7	0	0.0	14.5	0	0.0	15.9
1,016	0	0.0	29.7	0	0.0	1.7	0	0.0	14.5	0	0.0	15.9
1,017	0	0.0	29.7	0	0.0	1.7	0	0.0	14.5	0	0.0	15.9

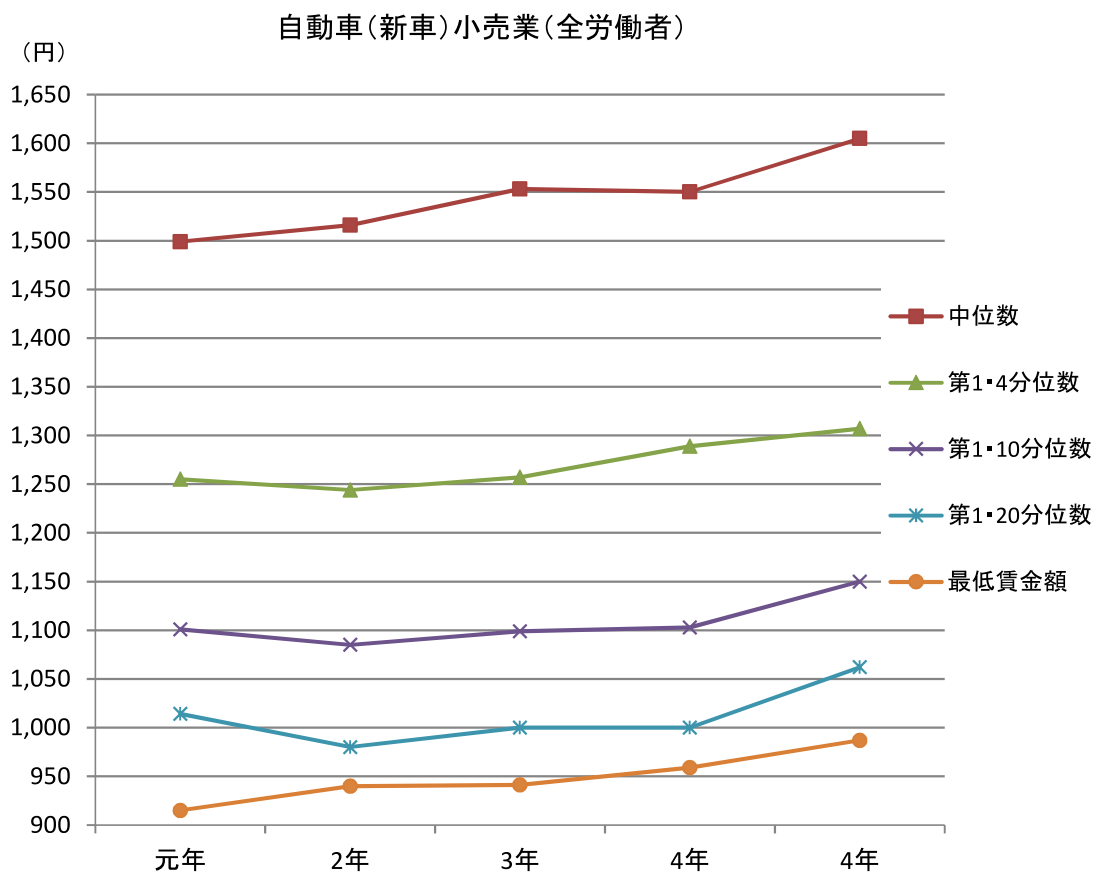
令和5年 年齢別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	18～19歳			20～54歳			55～59歳			60～64歳		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,018	0	0.0	29.7	0	0.0	1.7	0	0.0	14.5	0	0.0	15.9
1,019	0	0.0	29.7	0	0.0	1.7	0	0.0	14.5	0	0.0	15.9
1,020	0	0.0	29.7	3	0.0	1.8	0	0.0	14.5	0	0.0	15.9
1,021	0	0.0	29.7	0	0.0	1.8	0	0.0	14.5	6	1.7	17.6
1,022	0	0.0	29.7	0	0.0	1.8	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,023	0	0.0	29.7	0	0.0	1.8	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,024	0	0.0	29.7	3	0.0	1.8	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,025	0	0.0	29.7	3	0.0	1.9	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,026	0	0.0	29.7	0	0.0	1.9	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,027	0	0.0	29.7	0	0.0	1.9	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,028	0	0.0	29.7	0	0.0	1.9	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,029	0	0.0	29.7	0	0.0	1.9	0	0.0	14.5	0	0.0	17.6
1,030	0	0.0	29.7	6	0.1	2.0	0	0.0	14.5	19	5.2	22.9
1,031	0	0.0	29.7	3	0.0	2.0	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,032	0	0.0	29.7	0	0.0	2.0	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,033	0	0.0	29.7	0	0.0	2.0	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,034	0	0.0	29.7	0	0.0	2.0	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,035	0	0.0	29.7	3	0.0	2.1	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,036	0	0.0	29.7	0	0.0	2.1	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,037	0	0.0	29.7	0	0.0	2.1	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,038 ~ 1,039	0	0.0	29.7	9	0.1	2.2	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,040 ~ 1,049	3	9.9	39.6	9	0.1	2.4	0	0.0	14.5	0	0.0	22.9
1,050 ~ 1,059	0	0.0	39.6	26	0.4	2.8	3	0.6	15.0	6	1.8	24.6
1,060 ~ 1,069	3	9.9	49.5	30	0.5	3.2	0	0.0	15.0	0	0.0	24.6
1,070 ~ 1,079	0	0.0	49.5	25	0.4	3.6	3	0.6	15.7	0	0.0	24.6
1,080 ~ 1,089	0	0.0	49.5	12	0.2	3.8	0	0.0	15.7	3	0.9	25.5
1,090 ~ 1,099	0	0.0	49.5	33	0.5	4.3	0	0.0	15.7	0	0.0	25.5
1,100 ~ 1,199	9	29.1	78.6	428	6.7	11.1	13	2.7	18.3	52	14.7	40.3
1,200 ~ 1,299	7	21.4	100.0	717	11.3	22.4	35	7.3	25.6	32	8.9	49.2
1,300 ~ 1,399				565	8.9	31.3	3	0.6	26.2	69	19.5	68.7
1,400 ~ 1,499				570	9.0	40.3	13	2.6	28.9	16	4.6	73.4
1,500 ~				3,792	59.7	100.0	346	71.1	100.0	94	26.6	100.0
計	32	100.0		6,349	100.0		487	100.0		355	100.0	
月平均賃金額	158,523			275,295			311,930			219,688		
月一人当たり労働時間数	145			160			161			160		
第1・20分位数	909			1,109			971			1,000		
第1・10分位数	994			1,175			1,000			1,000		
第1・4分位数	1,000			1,328			1,260			1,081		
中位数	1,100			1,612			1,859			1,303		
時間当たり平均額	1,091			1,717			1,938			1,368		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

自動車(新車)小売業(全労働者)

	元年	2年	3年	4年	4年	対前年比
中位数	1,499	1,516	1,553	1,550	1,605	+55
第1・4分位数	1,255	1,244	1,257	1,289	1,307	+18
第1・10分位数	1,101	1,085	1,099	1,103	1,150	+47
第1・20分位数	1,014	980	1,000	1,000	1,062	+62
最低賃金額	915	940	941	959	987	+28
未満率	0.2%	2.5%	1.9%	2.0%	1.1%	-0.9
影響率	1.0%	3.9%	3.6%	3.9%		



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県自動車(新車)小売業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額	987円		
未満率		1.1%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	988	1.05	76
2	2	0.20	989	1.10	80
3	3	0.30	990	1.10	80
4	4	0.41	991	1.10	80
5	5	0.51	992	1.10	80
6	6	0.61	993	1.10	80
7	7	0.71	994	1.15	83
8	8	0.81	995	1.20	86
9	9	0.91	996	1.20	86
10	10	1.01	997	1.20	86
11	11	1.11	998	1.20	86
12	12	1.22	999	1.20	86
13	13	1.32	1,000	1.20	86
14	14	1.42	1,001	3.11	225
15	15	1.52	1,002	3.11	225
16	16	1.62	1,003	3.11	225
17	17	1.72	1,004	3.15	228
18	18	1.82	1,005	3.15	228
19	19	1.93	1,006	3.19	231
20	20	2.03	1,007	3.24	234
21	21	2.13	1,008	3.24	234
22	22	2.23	1,009	3.24	234
23	23	2.33	1,010	3.24	234
24	24	2.43	1,011	3.24	234
25	25	2.53	1,012	3.28	237
26	26	2.63	1,013	3.28	237
27	27	2.74	1,014	3.28	237
28	28	2.84	1,015	3.41	246
29	29	2.94	1,016	3.41	246
30	30	3.04	1,017	3.41	246
31	31	3.14	1,018	3.41	246
32	32	3.24	1,019	3.41	246
33	33	3.34	1,020	3.41	246
34	34	3.44	1,021	3.45	249
35	35	3.55	1,022	3.54	255

項番	時 間 額			影 響 率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	3.65	1,023	3.54	255
37	37	3.75	1,024	3.54	255
38	38	3.85	1,025	3.58	259
39	39	3.95	1,026	3.62	262
40	40	4.05	1,027	3.62	262
41	41	4.15	1,028	3.62	262
42	42	4.26	1,029	3.62	262
43	43	4.36	1,030	3.62	262
44	44	4.46	1,031	3.97	286
45	45	4.56	1,032	4.01	290
46	46	4.66	1,033	4.01	290
47	47	4.76	1,034	4.01	290
48	48	4.86	1,035	4.01	290



政府統計

最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

(令和5年6月)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- 1. ※欄は記入しないでください。
2. 令和5年6月1日現在（ただし、2の(8)～(14)については実績ではなく、令和5年6月分の見込みの状況を記入して下さい。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、□（太線）の中について記入して下さい。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を①のように○で囲んでください。
(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ. 事業主、社長、ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
(注2) 2の(13)については、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

統計法に基づく一般統計調査
※市町村庁舎番号
※事業所番号
※産業分類番号
※対象区分

連絡先 TEL
主要な生産品の名称又は事業の内容(主要とは総売上高の最も多いものをいいます)
記入担当者
法人番号

1. 事業所に関する事項 (注)
事業所の労働者数(注1) (臨時・パートを含む) 令和5年6月1日現在
男 人 女 人 計 人

2. 労働者に関する事項

【上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。】

Table with columns: 車番, 労働者番号, 性別, 年齢, 勤続年数, 職種又は仕事の内容, 基本給の賃金形態及び6月の基本給額, 6月分の諸手当(月額), 6月の所定労働日数, 1日の所定労働時間, 事務処理欄

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。